

令和6年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)
≪【交付申請者向け】よくあるご質問≫

No.	分類	診断機関区分	質問	回答	関連資料
1	交付申請手続き	共通	補助金の交付申請手続きに必要な書類はどこにありますか。	手続きに必要な申請書類はSIIのホームページからダウンロードすることができます。 URL:https://sii.or.jp/shindan06r/public.html	公募要領P.45,46
2	交付申請手続き	共通	交付申請から交付決定まで、どれぐらいの日数がかかりますか。	申請書類の審査状況により異なりますので、具体的な日数はお伝えできかねます。	
3	交付申請手続き	共通	団体の内規(旅費規程等)の提出は必要ですか。	提出不要です。 SIIが定めた謝金規程及び旅費規程に従ってください。 規程類は、SIIホームページの公募ページ「7.各種資料」よりご確認ください。 URL:https://sii.or.jp/shindan06r/public.html	
4	診断機関要件	共通	診断機関、省エネお助け隊、登録診断機関の違いは何ですか。	違いは以下のとおりです。 ・診断機関:本事業における補助事業者 ・登録診断機関:省エネ診断に特化し、設備1つから工場・事業所全体の診断まで、幅広いニーズに対応 ・省エネお助け隊:地域に拠点を有し、省エネ診断に加えて診断後の取組までをエネルギー面及び経営面から幅広く支援 診断機関要件は、省エネお助け隊と登録診断機関で異なっているため、詳細は公募要領P.7,8をご確認ください。	公募要領P.5,7,8
5	診断機関要件	共通	営利団体(株式会社等)は診断機関として申請できますか。	診断機関として申請できます。 ただし、本事業は公的な国庫補助金を財源として行う補助事業であるため、支援活動中における個別の商品の営業、見積もり、販売、設置活動などの営業行為、自らの法人・団体機関への利益誘導につながる行為は禁止しています。	公募要領P.7
6	診断機関要件	共通	個人事業主は、診断機関として申請できますか。	診断機関として申請できます。 ただし、青色申告者に限ります。詳細は公募要領P.7をご確認ください。	公募要領P.7
7	診断機関要件	共通	交付申請時の支援計画について、どの程度の件数で計画すればよいですか。また、0件の支援プランがあってもよいですか。	【登録診断機関の場合】 補助事業期間内に10件以上の省エネ診断を行えるよう計画を立ててください。 【省エネお助け隊の場合】 補助事業期間内に、省エネお助け隊が拠点を有する都道府県において10件以上(拠点を有する都道府県と隣接する都道府県は5件以上)の支援活動が可能な計画を立ててください。 また、1都道府県ごとに、1件以上の「工場・事業所全体」のウォークスルー診断及び1件以上の伴走支援を実施する計画を立ててください。 また、登録診断機関、省エネお助け隊ともに、複数プランを実施可としている場合、全体の計画数が要件を満たしていれば、計画数が0件の支援プランがあっても問題ありません。	公募要領P.7,8
8	事業要件	共通	支援活動とは何ですか。	省エネ診断・伴走支援の実施、診断・伴走支援報告書の作成、支援対象者への報告会の実施等を指します。	公募要領P.5
9	事業要件	省エネお助け隊のみ	事業要件の省エネお助け隊要件において、自治体の役割は何ですか。	省エネお助け隊と連携し、以下のような役割を担っていただく想定です。 ・中小企業等へ本事業の周知 ・補助金施策等の情報連携 等	
10	事業要件	省エネお助け隊のみ	セミナーや連絡会の開催は必須ですか。	セミナーの開催は必須ではありません。 ただし、事業期間内に、本事業の周知等を目的とした情報発信を5回以上実施してください。(例:SIIが提供するWebページを用いた情報発信、展示会・セミナーの開催等) 情報発信としてセミナーを開催する場合は、登壇、共催、後援等で、支援対象地域の自治体、金融機関、中小企業団体等と、省エネお助け隊間で連携する必要があります。また、セミナーの開催概要、チラシ、パンフレット等の内容については、事前にSIIまでご相談ください。	公募要領P.10
11	専門家要件・準専門家要件	共通	基礎研修や確認テストは、どうやって受講すればよいですか。	オンラインで受講してください。 詳細は交付決定後に閲覧可能となる「事務取扱説明書」をご確認ください。	公募要領P.11
12	専門家要件・準専門家要件	共通	基礎研修や確認テストは、いつまでに対応すればよいですか。	省エネルギー等に関する専門家(準専門家を含む)・IT診断に関する専門家は、支援対象者への対応を行う前に必ず受講してください。 受講前の従事については補助対象外となりますので、ご留意ください。	公募要領P.11
13	専門家要件・準専門家要件	共通	本事業で指定する資格を保有していない場合でも、専門家として申請することはできますか。	本事業で指定する資格を保有していない場合は、以下のいずれかを職務経歴書等で示せる場合に限り、専門家として申請することができます。 ※職務経歴書等の内容を基に審査します。 <省エネルギー等に関する専門家> ①省エネルギー等関連の実務について、10年以上の経験を有すること。 ②国・自治体等の事業で省エネ診断・省エネ支援の実績を3年以内に10件以上有すること。 ③以下の事業で準専門家として登録した後、専門家として活動することが認められた者であること。 ・令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金 ・令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業) <経営相談に関する専門家> ①経営相談関連の実務について、10年以上の経験を有すること。 ②経営課題の取りまとめや、事業計画の策定支援の実績を10件以上有すること。	公募要領P.12
14	専門家要件・準専門家要件	共通	本事業で指定する資格の中に、「その他上記に類する資格でSIIが認めた資格」と記載されていますが、具体的にどんな資格がありますか。	「その他上記に類する資格でSIIが認めた資格」については、SIIに直接お問い合わせください。	公募要領P.12
15	専門家要件・準専門家要件	共通	交付決定後に、内部・外部専門家や内部・外部準専門家を追加・削除することはできますか。	追加・削除することができます。 ただし、追加・削除する場合は、事前にSIIまでご連絡ください。	公募要領P.11
16	拠点要件	共通	省エネお助け隊の職員2名以上が「専ら当該拠点で活動していること」とは、常駐が必要ということでしょうか。	支援対象者への訪問や出張等もあるため、常駐する必要はありませんが、広く支援対象者の相談を受け付けられるよう、体制を整備してください。 また、SIIから各拠点の職員に連絡をする場合があります。	公募要領P.13
17	支援対象地域要件	共通	支援対象地域を都道府県全域ではなく市区町村単位で申請することはできますか。	できます。 支援対象地域の単位は最大で都道府県、最小で市区町村となります。	公募要領P.14
18	支援対象者要件	共通	医療法人、学校法人、宗教法人、協同組合等の法人は支援対象となりますか。	支援対象者要件を満たしていれば、対象となります。	公募要領P.15,16
19	支援対象者要件	共通	年間エネルギー使用量(原油換算値)が、1,500kl未満かどうかは、何ををもって判断すればよいですか。	支援対象者の事業所全体における前年度又は直近1年間のエネルギー使用量を確認した上で、判断してください。 診断機関は、支援活動を実施する前に、年間エネルギー使用量が確認できる証憑を支援対象者より入手し、確認してください。 懸念点がある場合は、事前にSIIまでご相談ください。	公募要領P.15,16
20	支援対象者要件	共通	国や自治体が所有又は運営する施設は支援対象となりますか。	支援対象者要件を満たしていれば、対象となります。	公募要領P.15,16
21	支援対象者要件	共通	大企業は支援対象となりますか。	大企業は対象外となります。	公募要領P.15,16
22	支援対象者要件	共通	外部専門家・外部準専門家が所属する団体は支援対象となりますか。	原則、対象外となります。	公募要領P.15,16
23	補助対象経費	共通	省エネ支援調整費とは何ですか。	支援活動を実施するために必要な事前準備、日程調整等に係る調整費用として支給されるものです。 詳細は公募要領をご確認ください。	公募要領P.17,20,21,30,31,33,35
24	補助対象経費	共通	職員の人件費は、どの費目で計上できますか。	職員の人件費を計上する費目はありません。	公募要領P.17～24
25	補助対象経費	共通	専門家の移動時間は補助対象経費に含まれますか。	含まれません。	公募要領P.20,21 旅費規程

26	補助対象経費	共通	オンラインで支援活動を行うことはできますか。	事前打ち合わせ及び報告会については、支援対象者からの同意を得たうえで、オンラインで開催することができます。なお、診断については、必ず診断実施場所に訪問して実施してください。	公募要領P.9,17
27	補助対象経費	省エネお助け隊のみ	オンラインでセミナー等を行うことはできますか。	セミナー、掘り起こし、外部団体等打ち合わせについては、オンラインで開催することができます。 連絡会については、支援対象地域で開催することが補助対象の要件となっているため、オンラインで実施する場合は補助対象となりません。	公募要領P.22～24
28	補助対象経費	共通	必要な機器(計測機器等)の購入費や、診断機関が使用するPC・プリンタの購入費は、補助対象となりますか。	補助対象外となります。	公募要領P.17,19
29	補助対象経費	共通	IT診断実施時に使用する計測機器のレンタル費は補助対象となりますか。	以下の2つの要件を満たす場合に補助対象となります。 ①本事業専用で使用するために賃借するものに限ること。(SIIの求めに応じて、本事業専用であることを証憑を提示して説明できること) ※複数の支援先に使用するために一定期間レンタルする場合は事前にSIIに相談すること。 ②業者発注の領収書等の証憑で金額が確認できること。	公募要領P.17,19
30	補助対象経費	省エネお助け隊のみ	ウォークスルー診断や伴走支援実施時に使用する計測機器のレンタル費は補助対象となりますか。	省エネお助け隊のみ、その他諸経費として補助対象となります。 登録診断機関は、補助対象外となります。 詳細は交付決定後に閲覧可能となる「事務取扱説明書」をご確認ください。	公募要領P.25
31	補助対象経費	共通	交付申請書に記載するIT診断の1件あたりの計測機器賃借費はどのように算出すれば良いですか。	過去に実施したIT診断を参考に、平均額を算出してください。	
32	補助対象経費	省エネお助け隊のみ	補助事業の広報費用は補助対象になりますか。	省エネお助け隊が、事業活動として支援対象地域の中小企業等に対して、本事業に関する広報を行う場合は、事業活動関連費として補助対象になります。 なお、広報活動の実施方法や内容等は、事前にSIIまでご確認ください。 <認められる例> 媒体例)配架チラシ、DM、地方紙広告等、広報地域を限定できるもの。 内容例)相談窓口開設の周知、自治体と連携したセミナー開催の周知等。	公募要領P.22,23
33	補助対象経費	共通	SIIが定めた謝金規程及び旅費規程よりも、団体の内規の金額の方が高額の場合、補助対象経費となりますか。	SIIが定めた謝金規程及び旅費規程の金額分のみが補助対象となります。差額分については補助対象外となります。	謝金規程 旅費規程
34	省エネ診断・伴走支援	共通	省エネ診断と伴走支援の違いは何ですか。	本事業における省エネ診断は、ウォークスルー診断(設備単位、工場・事業所全体)とIT診断の2種類があります。 ・ウォークスルー診断:工場・ビル等の設備や工場・事業所全体をウォークスルーで診断し、エネルギー利用最適化に向けた課題及びその対策案等を報告書にまとめ、支援対象者に報告 ・IT診断:工場・ビル等のエネルギー使用量が多いポイント等に対して、各種センサー(電力・圧力・流量・温度等)を設置し、稼働状況を計測。また、収集データを分析・見える化し、省エネ等課題やプロセス改善等について提案 ・伴走支援:省エネ診断を受診済みの支援対象者に対して、省エネ等取組の支援を行う	公募要領P.28～35
35	省エネ診断・伴走支援	共通	ウォークスルー診断のプランについて、「設備単位プラン」と「工場・事業所全体プラン」の違いは何ですか。 また、支援対象者にはどのプランを紹介すればいいですか。	いずれの診断プランも、ウォークスルーにて事業所内の設備の管理状況を診断し、省エネの改善提案を行います。 診断プランは中小企業等のニーズに応じたプランをご提案ください。 ●「設備単位プラン」 事業所内の1～2種類の設備を診断します。 対象設備は、空調設備、照明設備、ボイラ・給湯器、工業炉、受変電設備、冷凍冷蔵設備、コンプレッサ、生産設備、給排水・排水処理、デマンドの10設備です。 (例:空調設備を選択した場合は、事業所内の全空調設備を診断します。) ●「工場・事業所全体プラン」 工場・事業所内の全ての設備を診断します。 事業所の規模に応じて4つのプランがあります。 詳細は公募要領P.31をご確認ください。	公募要領P.28,31
36	省エネ診断・伴走支援	省エネお助け隊のみ	伴走支援を実施する前に支援対象者が受診する省エネ診断には、どのようなものがありますか。また、それぞれどのように支援内容を検討したらいいですか。	【自社でウォークスルー診断又はIT診断後に実施している場合】 当該診断の見積書及び報告書の内容を事前によく確認の上、伴走支援の実施内容を検討し、実施してください。 【他の診断機関でウォークスルー診断又はIT診断を実施している場合】 当該診断の報告書の提供を受けて診断結果を確認する、又は伴走支援において必要となる情報を「事前ヒアリングシート」にて情報収集したうえで、伴走支援の実施内容を検討し、実施してください。 【ウォークスルー診断の設備単位プラン又は過年度の診断拡充事業で設備単位の省エネ診断を実施している場合】 当該設備を中心に伴走支援の実施内容を検討し、実施してください。	公募要領 P.15,16,34,35
37	省エネ診断・伴走支援	共通	支援対象者に対して、再生可能エネルギーに関する提案を行っても問題ありませんか。	問題ありません。 ただし、省エネエネルギーに関する提案を主とする必要があります。	
38	省エネ診断・伴走支援	共通	同一の事業者に対して、複数の事業所の省エネ診断・伴走支援を行うことができますか。 (例:△△株式会社のA事業所とB事業所にそれぞれIT診断を実施する場合等)	同一の事業者において、複数の事業所の支援活動を行うことができます。省エネ診断を実施可能な事業所数については、上限はありません。	
39	省エネ診断・伴走支援	共通	事業期間中に省エネ診断・伴走支援の申込を受付停止することはできますか。	受付停止することができます。必要な手続きについては、SIIまでお問い合わせください。	
40	その他	共通	IT診断の実施を検討していますが、今まで自社のサービスの一環として無償でIT診断を実施しており、見積書を作成していません。その場合はどうすれば良いですか。	交付申請時にその旨をSIIまでご連絡ください。申請内容を確認し、別途対応を依頼する場合があります。	
41	その他	共通	支援活動で使用する見積書や請求書、報告書等の書類について、自社独自のフォーマットの使用はできますか。	見積書、請求書については、原則としてSII指定様式をご使用ください。自社の様式を使用する場合は、SII指定様式と同項目を含めたものを使用してください。 報告書について、SIIの指定する記載項目を満たしている場合は、使用できます。 詳細は交付決定後に閲覧可能となる「事務取扱説明書」をご確認ください。	
42	その他	共通	補助金の交付はいつ頃になりますか。	補助事業期間終了後、精算手続き完了次第の交付となります。 ただし、補助事業期間内の交付を希望する診断機関については、中間検査の内容に問題がなければ、補助金の概算払いを行うことができます。 詳細は交付決定後に閲覧可能となる「事務取扱説明書」をご確認ください。	公募要領P.36,41
43	その他	共通	交付決定後に、補助金の増額・減額をすることはできますか。 (例:想定より多くの申込みがあった場合、事業実施体制に変更があった場合等)	SIIの承認を受けて、増額・減額の計画変更をすることができます。 交付決定後に交付申請で示した事業内容(計画)と実際の事業実施状況が大きく乖離する見込みがある場合は、速やかにSIIまで連絡してください。 増額の計画変更を行う場合、SIIから承認されるまでは、交付決定額を超える経費は補助対象外となりますのでご注意ください。 交付申請においては、適切な事業内容(計画)で申請してください。	公募要領P.41